

行政改革推進会議  
独立行政法人改革等に関する分科会  
第三ワーキンググループ 説明資料

独立行政法人農業者年金基金

農林水産省  
平成25年10月

# 農業者年金基金制度の概要

- 農業者年金制度は、農政上の政策目的を達成するための政策年金として、昭和46年から開始された農業者のための国民年金の2階部分の年金（農業者年金）として実施。
- 農村において少子高齢化が進展したため、高齢世代と現役世代のバランスが大きく崩れ年金財政が悪化。このため、政府・与党による議論を経て、平成13年に制度改正。
- 制度改正に当たっては、旧制度（平成13年改正前の制度）については、受給者にも一定の負担を求めた上で、全額国庫負担により継続支給するとともに、食料・農業・農村基本法の理念に即して担い手を確保するための新制度を構築することを決定。

## 平成13年の制度改正

- 旧制度
  - ・ 全額国庫負担で継続支給（受給者の年金額を平均9.8%削減）
  - ・ 旧制度の給付に要する費用は、当面、高水準で推移し、その後減少が見込まれることから、国庫負担を平準化し、支給のために必要となる借入金は、政府が債務保証
- 新制度
  - ・ 年金の安定性を最優先するため、財政方式を「賦課方式・確定給付型」から「積立方式・確定拠出型」へ変更
  - ・ 農業者の確保を目的に若い認定農業者等を対象に保険料補助（農地等を一括して継承された場合に国庫補助分を「特例付加年金」として支給）

## 現在の農業者年金事業

### ① 旧制度に基づく農業者年金事業

- 強制加入、賦課方式・確定給付型
- 受給権者数：約48万人
- 年金支給額：約1,200億円
  - ※ 国庫負担の平準化を図るため、毎年度の予算措置で不足する給付原資を政府の債務保証を受けて借入れ（累計債務4,143億円）で給付

### ② 新制度に基づく農業者年金事業

- 任意加入、積立方式・確定拠出型
- 加入者累計：約11万人
- 保険料補助：約12億円

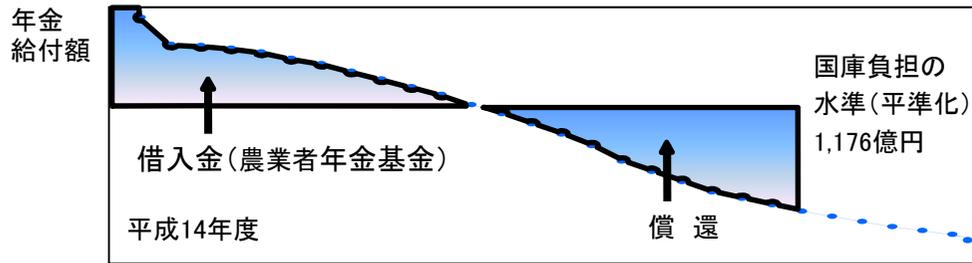
# 農業者年金制度を確実に実施するための仕組み

## 平成13年改正前の制度(旧制度)

### 旧制度の受給者に対し、確実に年金を支給

#### 〈国庫負担の平準化による年金支給の仕組み〉

- 給付額が平準化額を上回る間は、農業者年金基金が、不足する給付原資を政府の債務保証を受けて民間金融機関から借入れて支給
- 給付額が平準化額を下回った後は、政府の債務保証を受けた借入金を償還



## 平成14年以降の制度(新制度)

### 意欲ある担い手の確保、規模拡大の実現

#### 〈特例付加年金〉

- 39歳以下の若い認定農業者等を対象に、保険料を補助(年金支給時の加算分に充当)
- 農地等を移譲してリタイアすると、年金額を加算して支給

※ 国民年金に月6万円程度の農業者年金を上乗せする場合、一定期間(最大20年間)、本来480万円(月2万円)の保険料を支払うべきところ、保険料の一部(最大で216万円)を減額。(20歳から40年加入、運用利回り2%の場合)

## 独立行政法人制度の活用

農業者年金制度を確実に実施するために、実施主体に求められる要件

- 政府による債務保証を受けることが可能であること
- 政策目的の確実な達成を目的としていること
- 国の関与によりガバナンスを確保できること

### 独立行政法人の下、実施することが必要

#### 〈独法制度の下での措置内容〉

- 国の関与
  - ・役員の任免
  - ・中期目標による指示、評価 等
- 法人に対する特別な権能・義務の付与
  - ・借入金に対する国の債務保証
  - ・法人の解散の制限
  - ・業務実施の義務付け(中期計画)
  - ・市町村(農業委員会)に業務の一部を委託 等

※ 民間の実施主体では、国の関与や特別な権能・義務を付与することができないため、制度の確実な実施が担保できない